

公共施設への再生可能エネルギー設備設置に向けた実施設計・地域振興活用調査業務
委託に係る公募型プロポーザルの実施

公共施設への再生可能エネルギー設備設置に向けた実施設計・地域振興活用調査業務について、公募型プロポーザルにより受託者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和 8 年 7 月 15 日

平戸市長 松尾 有嗣



1 業務概要

(1) 業務名

公共施設への再生可能エネルギー設備設置に向けた実施設計・地域振興活用調査業務

(2) 業務内容

平戸市南部市民屋内運動場への太陽光発電設備（蓄電池を含む。）設置に係る調査及び実施設計を行う。詳細は、別紙 1「公共施設への再生可能エネルギー設備設置に向けた実施設計・地域振興活用調査業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 履行期間

契約締結の翌日から令和 8 年 12 月 23 日まで

(4) 提案上限額

5,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※上限額であり契約予定額を示すものでない。

2 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、単体企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 平戸市建設工事指名停止措置要領（平成 19 年平戸市告示第 104 号）に基づく入札参加資格停止措置を受けていない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 公募開始の日から契約締結までのいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 公共施設等（民間施設を含む。）への太陽光発電設備（蓄電池を含む。）導入可能性調査業務及び設計施工監理業務のいずれかの実績を有する者であること。
- (5) 国及び地方税を滞納していない者であること。
- (6) 平戸市暴力団排除条例（平成 24 年平戸市条例第 22 号）第 2 条に規定する暴力団及び暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する者でないこと。
- (7) 本業務を遂行するために必要とされる業務経験等を有した者を従事させることがで

きる者であること。

(8) 本業務を一括再委託しない者であること。

(9) その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。

なお、申請者が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、要件を満たすまで有資格者としては取り扱わないこととする。

また、同一事業者や関連事業者などで、適正な競争性が阻害される恐れがある場合は、その参加資格を取り消すことができるものとする。

3 参加申込書の提出期限

令和8年8月3日（月） 午後5時必着（電子メール）

4 企画提案書等の提出期限

令和8年8月14日（金） 午後5時必着（電子メール）

5 受託者選定方法

公共施設への再生可能エネルギー設備設置に向けた実施設計・地域振興活用調査業務委託公募型プロポーザル実施要領のとおり行う。

6 実施要領及び仕様書等の交付方法

実施要領、仕様書及び各種様式等は、平戸市ホームページにて公表するので適宜ダウンロードすること。

(<https://www.city.hirado.nagasaki.jp/kurashi/life/eco/chikyuondanka/2026-0709-1438-97.html>)

7 問合せ先

〒859-5192 長崎県平戸市岩の上町 1508 番地 3

平戸市役所市民生活部市民課環境政策班

電話：0950-22-9126（直通）

電子メール：kankyoseisaku@city.hirado.lg.jp